平成２４年(2012年)６月５日

教職員各位

　山口県立大学教育後援会事務局

学生活動援助事業に係る情報提供について（依頼）

　山口県立大学教育後援会では、下記のとおり、学生の課外活動に対する援助事業を実施しています。

　ついては、この事業の対象となる学生活動の情報がありましたら、教育後援会事務局までお寄せくださるようお願いします。

記

１　対　　　象

　　山口県立大学に在学する学生及び学生が組織する団体を対象とします。

２　援助の内容

(1)　学外遠征等に対する助成金

　　ア　学外遠征の各種大会（公的機関が公認する中国地区大会、西日本大会、全国大会）　　　　及び学術交流協定締結校が主催する行事に参加した場合、その経費の一部を助成す　　　します。

イ　助成額は、学外遠征等に係る経費（交通費、宿泊料２０人以内）の１／２以内と　　　　します。ただし、１人につき２万円以内とします。

(2)　学外活動に対する助成金

　　　大学の要請に基づいて県民参加の行事等の学外活動に参加した場合、その経費の一　　　部を助成します。

(3)　報奨事業

次の優秀な活動を行った学生又は団体に対し、報奨金を支給します。

　 ア　公的機関が公認する各種大会（山口県大会、中国地区大会、西日本大会、全国大　　　　会）に出場し、優勝又は準優勝の成績を収めた場合。

　 イ　人命救助、災害防止、ボランティア活動等の善行を行い、公的機関又はこれに準　　　　ずる機関、団体等により表彰された場合。

　 ウ　顕著な学外、学内活動又は優秀な学習・研究業績に対し、学長により表彰された　　　　場合。

３　申請の方法

　　学外遠征等に対する助成を受けようとするときは、所定の申請書に領収書等経費を証　する書類を添付の上、生活支援グループ経由で教育後援会事務局に提出してください。

４　問合せ先

山口県立大学学生支援部 生活支援グループ

山口県立大学教育後援会事務局（山口県立大学総務管理部 総務グループ内）